



「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の概要（抜粋）

- 公正取引委員会は、令和3年12月、公正取引委員会を含む関係省庁において、**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」**が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月、新たに**「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」**を策定。

①独占禁止法の執行強化

(公正取引委員会)

- **独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査**
 - ・調査対象業種の選定【令和4年3月実施済】
 - ・調査開始，立入調査，事業者への文書送付，調査結果の取りまとめ【令和4年12月結果公表済】
- 荷主と物流事業者との取引に関する調査
 - ・立入調査，荷主への文書送付，調査結果の取りまとめ【令和4年5月結果公表済】
- 労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】
- 公正取引委員会の体制強化・独占禁止法の適用の明確化
 - ・優越的地位濫用未然防止対策調査室の新設【令和4年2月実施済】
 - ・**独占禁止法Q&Aの公表**【令和4年2月実施済】

②下請法の執行強化

(公正取引委員会・中小企業庁)

- **買ったときの解釈の明確化**
 - ・下請法運用基準の改正【令和4年1月実施済】
 - ・下請法Q&Aの公表【令和4年1月実施済】
 - ・不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の運用，オンライン相談会の実施【継続実施】
- (不当な下請取引)ゼロゼロ 110番

電話番号 0120-060-110

【受付時間】10:00-17:00
(土日祝日・年末年始を除く。)
- **買ったときに対する取締り強化**
 - ・労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】
 - ・再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【速やかに運用開始】
 - **下請取引の監督強化のための情報システムの構築**【令和4年内に運用開始】
 - **不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化**【継続実施】

③価格転嫁円滑化スキーム

(公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁)

- ・関係省庁からの情報提供・要請の受付，違反行為情報提供フォームの運用【継続実施】
- ・業種別状況等についての報告書の取りまとめ，事業所管省庁との連名による事業者団体に対する**法遵守状況の自主点検**の要請，**重点立入調査**(道路貨物運送業を含む3業種)
 - 【令和4年5月に「価格転嫁に係る業種分析報告書」を公表済】
 - 【下請法違反行為が多く認められる19業種、荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種の自主点検結果について、令和4年12月に公表済】

法遵守状況の自主点検(令和4年12月14日公表)(概要)①
下請法違反行為が多く認められる業種(19業種)について実施

番号	業種名 ^(注)	回答割合	所管省庁
1	化学工業	26.6%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
2	鉄鋼業	64.8%	経済産業省
3-4	非鉄金属製造業、金属製品製造業	33.4%	経済産業省
5-8	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	16.4%	厚生労働省、経済産業省
9	電気機械器具製造業	9.9%	経済産業省
10	情報通信機械器具製造業	18.4%	経済産業省
11	輸送用機械器具製造業	54.4%	経済産業省、国土交通省
12	放送業	49.8%	総務省
13	情報サービス業	14.0%	経済産業省
14	映像・音声・文字情報制作業	17.0%	総務省
15	道路貨物運送業	1.3%	国土交通省
16	各種商品卸売業	17.5%	経済産業省
17	機械器具卸売業	13.4%	厚生労働省、農林水産省、経済産業省
18	広告業	72.0%	経済産業省
19	技術サービス業	18.0%	農林水産省、国土交通省
19業種平均		26.8%	-

(注1) 業種名は、日本標準産業分類(平成25年10月改定 総務省)上の中分類による。

(注2) 回答割合は、対象事業者数で回答事業者数を除して算出。

- 価格転嫁状況の認識については、発注者の立場では「おおむね転嫁を受け入れている」との回答割合が高いのに対し、受注者の立場では「おおむね転嫁できている」との回答割合は低い結果となった。

<発注者の立場での割合が19業種平均(81.4%)と比べて低い業種例>
道路貨物運送業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業

<受注者の立場での割合が19業種平均(39.4%)と比べて低い業種例>
映像・音声・文字情報制作業、輸送用機械器具製造業、道路貨物運送業、情報通信機械器具製造業

- 問題となるおそれのある行為(以下「独占禁止法Q & Aに該当する行為」という。)に係る認識について、一部の業種において、19業種平均と比べて、従来どおりの取引価格に据え置いた割合が高いとの傾向がみられた。このような下請法等の買いたたきに該当するおそれのある行為の未然防止に向けて、下請法等の買いたたきの考え方について周知徹底を図ってまいりたい。

<明示的に協議せず取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均(13.8%)と比べて高い業種例>
道路貨物運送業、技術サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業

<価格転嫁をしない理由を文書等で回答せず取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均(6.0%)と比べて高い業種例>
道路貨物運送業

(参考) 独占禁止法Q & Aに該当する行為を行ったと回答した事業者について、今後の対応を聞いたところ、引き続き該当する行為を続けると回答した事業者が、上記2つの類型について、それぞれ約2割、約5割と少なからず存在したが、その回答のほとんどは、道路貨物運送業と技術サービス業であった。

※独占禁止法Q & Aに該当する行為(下記1及び2の行為)

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20(抜粋)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。

- 今般の自主点検の結果において例示された業種を始めとして、事業者や事業者団体においては、適正な価格転嫁の実現など取引適正化の重要性の認識の共有や取組の周知徹底と併せて、法遵守状況の自主点検を含むコンプライアンス体制の実効性の確保が求められる。

公正取引委員会及び中小企業庁は、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、事業所管省庁と連携して、今般の自主点検の結果や関連施策の周知徹底を図りつつ、自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じ、事業者や事業者団体における自主的取組の改善強化を促していく。

(参考) 事業者団体における取組及び考え方

- ・ サプライチェーン全体への適正取引の浸透にリーダーシップを発揮（輸送用機械器具製造業）
- ・ 適正取引の推進に向けた行動計画の周知、フォローアップ調査結果及び成功事例を共有（はん用機械器具製造業等）
- ・ 自主行動計画の改定、フォローアップ調査の実施、取引適正化に向けた各種周知（パートナーシップ構築宣言の推進を含む）（化学工業）

(参考) 事業所管省庁における取組及び考え方

- ・ パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組に関する施策の周知や、一連の取引先の他業種含めてパートナーシップ構築を宣言しやすい環境整備が必要（厚生労働省）
- ・ 取引関係者がコスト上昇の現状について共通認識を持ち、適正な価格転嫁が実現できるよう、必要に応じて、関連省庁等からの情報提供を行うことが重要（農林水産省）
- ・ ①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、
②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言、
③自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく（経済産業省）
- ・ 自主点検の結果を踏まえた業界における改善の取組を促し、取引適正化を図っていく（総務省）
- ・ 荷主企業や元請事業者等に対して理解と協力を呼び掛けるとともに、関係省庁が連携して、独占禁止法や下請代金法 of 取締りの強化、下請中小企業振興法に基づく指導、貨物自動車運送事業法に基づく荷主への働きかけ等の法的措置の実施等の取引適正化に向けた取組を継続する。また、適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について荷主関係団体に要請する（国土交通省）

「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（令和4年12月27日公表）

- ▶ 公正取引委員会は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を踏まえ、下請法運用基準を改正し（令和4年1月）、また、独占禁止法Q&Aを改正した（令和4年2月）。令和4年6月、独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案に関する実態を把握するため、緊急調査を実施。

独占禁止法Q&A

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）抄
- ▶ 中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める。
- ▶ 具体的には、公正取引委員会等の執行体制を強化するとともに、転嫁拒否行為を行っている事業者に関して、独占禁止法に基づき企業名を公表する。また、独占禁止法や下請代金法上問題となる事案については、命令・警告・勧告など、これまで以上に厳正な執行を行う。

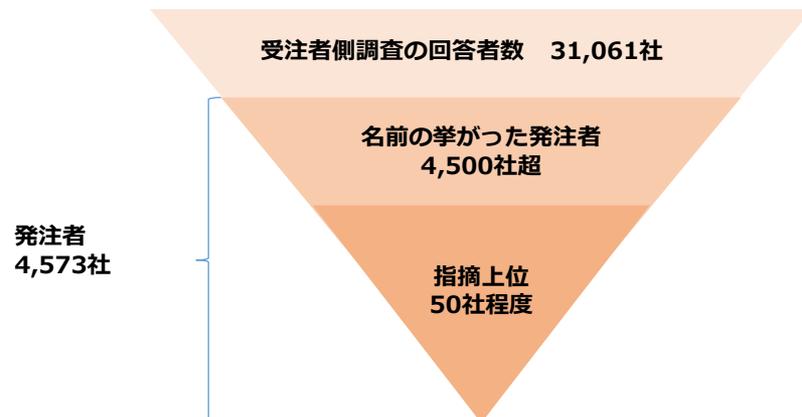
調査手法

- 令和4年6月、受注者80,000社に対して書面調査を実施し、取引価格引上げの要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名について回答を求めた。この結果、1社でも受注者から名前の挙がった発注者は4,573社存在した。
- 令和4年8月、上記発注者4,573社、さらに、受注者の回答結果や関係省庁・団体からの情報提供が多かった業種の発注者約25,000社を加え、発注者合計30,000社に対して書面調査を実施し、コストの転嫁状況等について回答を求めた。
- 令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査（注）を306件実施（注：任意の立入調査であり、事件審査で通常行っている独占禁止法第47条に基づく立入検査とは異なる。）。
- 令和4年9月以降、上記の発注者4,573社の中で、受注者から名前の挙がった数が多い発注者上位50社程度を抽出し、①名前を挙げた受注者の数、②過去の下請法違反歴の有無、③受注者からの具体的な行為の指摘の有無等を踏まえ、立入調査、報告命令等も含めたより詳細な個別調査を実施（※対象：令和3年9月～令和4年8月に行われた取引）。

調査対象業種：22業種

総合工事業	電気機械器具製造業
食料品製造業	輸送用機械器具製造業
家具・装備品製造業	放送業
パルプ・紙・紙加工品製造業	映像・音声・文字情報制作業
印刷・同関連業	道路貨物運送業
窯業・土石製品製造業	各種商品卸売業
非鉄金属製造業	飲食料品卸売業
金属製品製造業	各種商品小売業
はん用機械器具製造業	飲食料品小売業
生産用機械器具製造業	広告業
業務用機械器具製造業	その他の事業サービス業

※日本標準産業分類の中分類ベースで選定



緊急調査を踏まえた対応

- 独占禁止法Q & Aの①又は②に該当する行為が認められた**発注者4,030社**に対し、**注意喚起文書を送付**（※業種ごとの送付件数は下表のとおり。）。
- また、個別調査の結果、多数の取引先について独占禁止法Q&Aの①に該当する行為が確認された**13の事業者**について、**独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表**（※この公表は、情報提供であり、独占禁止法・下請法違反やそのおそれを認定するものではない。）。

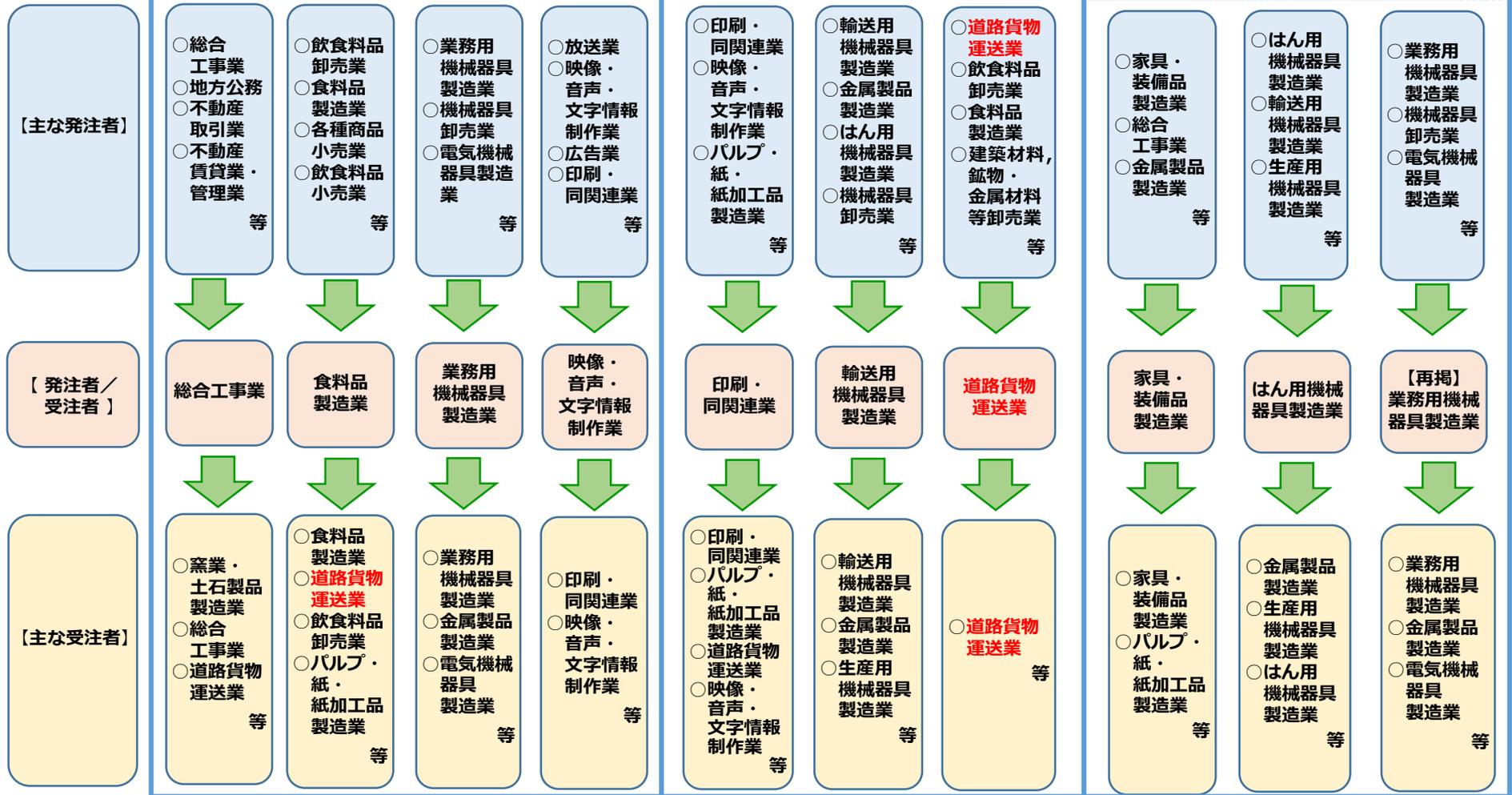
対象者の業種	注意喚起件数	対象者の業種	注意喚起件数	対象者の業種	注意喚起件数
道路貨物運送業	278	不動産取引業	120	廃棄物処理業	71
不動産賃貸業・管理業	225	金属製品製造業	114	電気機械器具製造業	68
機械器具卸売業	210	広告業	112	飲食店	57
機械器具小売業	193	飲食料品小売業	112	はん用機械器具製造業	53
協同組合	192	生産用機械器具製造業	107	窯業・土石製品製造業	46
総合工事業	149	食料品製造業	105	運輸に附帯するサービス業	45
映像・音声・文字情報制作業	148	設備工事業	103	印刷・同関連業	44
輸送用機械器具製造業	133	その他の事業サービス業	100	電気業	38
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	131	化学工業	96	医療業	37
飲食料品卸売業	129	物品賃貸業	95	電子部品・デバイス・電子回路製造業	37
放送業	121	宿泊業	88	農業	37
注 太字は調査対象業種22業種に含まれる業種。				その他の業種	436

サプライチェーンにおける価格転嫁の状況

▶ 価格転嫁の要請が滞っている可能性がある
サプライチェーンの例

▶ 価格転嫁の連鎖が円滑に進んでいない
可能性があるサプライチェーンの例

▶ 書面等記録の残る形でのやりとりが
確保されていない可能性がある
サプライチェーンの例



注 受注者側調査において、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者が転嫁ができていないと指摘した発注者の主な業種を「【主な発注者】」欄に記載し、「【発注者／受注者】」欄記載の業種の事業者に対して転嫁ができていないと指摘した受注者の主な業種を「【主な受注者】」欄に記載。

今後の取組

(1) 優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行

積極的に端緒情報の収集を行うとともに、違反被疑事件の審査を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、対象となる事業者に対し、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告など、これまで以上に厳正な執行を行っていく。

(2) 独占禁止法Q & A及び下請法運用基準に関する普及・啓発

独占禁止法Q & A（特に①に該当する行為）について、今般のコストの急激な上昇を踏まえ、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要であるという観点から、下請法運用基準とともに、改めて周知を行っていく。

(3) 転嫁円滑化に向けた調査等の継続実施

今回の緊急調査の結果及び法遵守状況の自主点検結果等から判明した実態や課題を踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の取引価格への適正な転嫁に向けて更なる調査を実施するなど、引き続き、関係省庁と連携して、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、コスト上昇分を適正に転嫁できる環境の整備に取り組む。

- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

①独占禁止法の執行強化

1 転嫁円滑化に向けた更なる調査

- ・ 緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日）
【令和5年6月目途】
- ・ 緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ）
- ・ 立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】

2 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- ・ 書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付
- ・ 調査結果の取りまとめ【令和5年5月目途】

②下請法の執行強化等

1 重点的な立入調査

- ・ 下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、**令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月目途】**
- ・ 重点的な立入調査の実施【継続実施】

2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

- ・ 再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】

3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握

- ・ 関係省庁とも連携し、**事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】**

③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底

1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知

- ・ 円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】
- ・ 経済団体等への働きかけ【継続実施】
- ・ ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】

2 相談対応及び情報収集の実施

- ・ 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番

電話番号 **0120-060-110**

【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）

- ・ 中小事業者等が匿名で情報提供できる「**違反行為情報提供フォーム**」の運用【継続実施】

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

1. 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
2. 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。